

今後のワーキンググループの進め方について

2020年6月
総務省
データ通信課

- 「ネットワーク中立性に関する研究会 中間報告書」(P 40)
「…レイヤー内及びレイヤー間の公平性・サービスの透明性維持の観点から、…情報を持続的にモニタリングし、公正・中立的に検証するための体制整備が必要である。その際、検証の結果により、開示情報との差異が認められる場合には、電気通信事業者に対し、サービスの品質の是正や、当該開示情報の修正を求める機能を持たせるなど、実効性の確保についても検討を行うべきである。」
- 「ゼロレーティングサービスの提供に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」(P 26)
「総務省は、電気通信市場検証会議の下にネットワーク中立性に関するワーキンググループを設置し、本ガイドラインを含めたネットワーク中立性に関するルールの遵守状況のモニタリングを行う。必要な情報の収集に当たっては、ゼロレーティングサービスを提供する電気通信事業者等の協力の下、ヒアリングやアンケートを活用するほか、必要に応じて報告徴収等を実施することとする。」



これまでの議論を踏まえ、WGでは、以下の項目を目的として議論

- 電気通信事業者による帯域制御の実施、ゼロレーティングサービスの提供等に関して、各ガイドラインとの整合性や対応状況に関する情報の収集・確認
 - 事業者の対応による電気通信市場（コンテンツ市場）への影響や、利用者への影響などの状況の把握・分析
 - その他、ネットワーク中立性に関する課題等について分析・議論
- ⇒ 仮に上記に支障が生じている場合、電気通信事業法等に基づく対応や、ガイドラインの改正等に向けた準備を検討

具体的には、各ガイドラインのルールの対応状況について、事業者に対するヒアリング等を実施するとともに、市場における影響調査やユーザーへのアンケート・苦情等を分析し、議論・検討する予定。

- 電気通信事業者による帯域制御の実施、ゼロレーティングサービスの提供等について、各ガイドライン（「帯域制御の運用基準に関するガイドライン」及び「ゼロレーティングサービスの提供に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」）との整合性や対応状況に関する情報を収集・確認
- 帯域制御の実施やゼロレーティングサービスの提供等による電気通信市場（コンテンツ市場）・利用者への影響などの把握・分析、その他ネットワーク中立性に関する課題等について評価・検証

構成員

（敬称略、五十音順）

江崎 浩	東京大学大学院 情報理工学系研究科 教授	中尾 彰宏	東京大学大学院 情報学環・学際情報学府 教授
大橋 弘	東京大学大学院 公共政策大学院 院長	中村 修	慶應義塾大学 環境情報学部 教授
柿沼 由佳	公益社団法人全国消費生活相談員協会 IT研究会 研究員	林 秀弥 （主査）	名古屋大学大学院 法学研究科 教授
実積 寿也	中央大学 総合政策学部 教授	森 亮二	英知法律事務所 弁護士

スケジュール



1. 事業者ヒアリングの実施（WG第2回以降）

- ヒアリング対象：「帯域制御等」、「ゼロレーティングサービス」について、それぞれ複数者を想定
- ヒアリング事項（案）

- ・ 概要（帯域制御等：実施条件、実施状況等／ゼロレーティング：料金、対象コンテンツ等）
- ・ 【帯域制御等】：制御方式ごとの実施状況、利用者への周知方法、同意取得の方法 等
- ・ 【ゼロレーティング】：コンテンツの選定条件、通信の秘密の確保に向けた取組（同意取得等）、利用者への対応状況（周知等）、トラヒックへの影響 等
- ・ 電気通信市場等との関係性（市場における立ち位置等）、利用者からの反応・苦情 等
- ・ （その他、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響や対応状況など）

2. 利用者アンケート調査の実施

- 調査方法：webアンケート、4000名程度を想定
- アンケート項目（案）

- ・ インターネットの利用傾向
- ・ 【帯域制御等】：帯域制御等の実施（適用）に関する認知度、同意取得に関する認識 等
- ・ 【ゼロレーティング】：サービスの認知度、利用率、コンテンツの利用傾向とサービス選択との関連性、ゼロレーティングサービス適用分の通信量表示に関する意識 等
- ・ （その他、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による、サービス選択への影響など）

(目的)

第一条 この法律は、電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとするとともに、その公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護し、もつて電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進することを目的とする。

(秘密の保護)

第四条 電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。

2 電気通信事業に従事する者は、在職中電気通信事業者の取扱中に係る通信に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

(利用の公平)

第六条 電気通信事業者は、電気通信役務の提供について、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(提供条件の説明)

第二十六条 電気通信事業者及び電気通信事業者から電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理(以下「媒介等」という。)の業務及びこれに付随する業務の委託を受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。))を受けた者を含む。以下「媒介等業務受託者」という。)は、利用者(電気通信役務の提供を受けようとする者を含み、電気通信事業者である者を除く。以下この項、第二十七条、第二十七条の二及び第二十九条第二項において同じ。)と次に掲げる電気通信役務の提供に関する契約の締結又はその媒介等をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該電気通信役務に関する料金その他の提供条件の概要について、その者に説明しなければならない。(略)

(業務の改善命令)

第二十九条 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

一 電気通信事業者の業務の方法に関し通信の秘密の確保に支障があるとき。

二 電気通信事業者が特定の者に対し不当な差別的取扱いを行つているとき。

三～六 (略)

七 電気通信事業者が提供する電気通信役務に関する提供条件が電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものであるとき。

八～十一 (略)

十二 前各号に掲げるもののほか、電気通信事業者の事業の運営が適正かつ合理的でないため、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるとき。

2 (略)

(第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者等の禁止行為等)

第三十条 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者について、当該第二種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の提供の業務に係る最近一年間における収益の額の、当該電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内における全ての同種の電気通信役務の提供の業務に係る当該一年間における収益の額を合算した額に占める割合が総務省令で定める割合を超える場合において、当該割合の推移その他の事情を勘案して他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するため必要があると認めるときは、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を第三項、第五項及び第六項の規定の適用を受ける電気通信事業者として指定することができる。

2 (略)

3 第一項の規定により指定された電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。
- 二 当該電気通信事業者が法人である場合において、その電気通信業務について、当該電気通信事業者の特定関係法人(第十二条の二第四項第一号に規定する特定関係法人をいう。次条第一項において同じ。)である電気通信事業者であつて総務大臣が指定するものに対し、不当に優先的な取扱いをし、又は利益を与えること。

4 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。
- 二 その電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。
- 三 他の電気通信事業者(第百六十四条第一項各号に掲げる電気通信事業を営む者を含む。)又は電気通信設備の製造業者若しくは販売業者に対し、その業務について、不当に規律をし、又は干渉をすること。

(その他の協定等に関するあつせん等)

第百五十七条 電気通信事業者間において、電気通信役務の円滑な提供の確保のためにその締結が必要なものとして政令で定める協定又は契約(第三項において「協定等」という。)の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は条件その他その細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者は、委員会に対し、あつせんを申請することができる。ただし、当事者が同項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

2～6 (略)

第百五十七条の二 電気通信事業者と第百六十四条第一項第三号に掲げる電気通信事業(以下「第三号事業」という。)を営む者との間において、当該第三号事業を営む者が申し入れた当該第三号事業を営むに当たつて利用すべき電気通信役務の提供に関する契約(第三項において単に「契約」という。)の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は条件その他その細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者は、委員会に対し、あつせんを申請することができる。ただし、当事者が第三項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

2 (略)

3 電気通信事業者と第三号事業を営む者との間において、当該第三号事業を営む者が申し入れた契約の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は条件その他その細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者の双方は、委員会に対し、仲裁を申請することができる。

4 (略)

(意見の申出)

第百七十二条 電気通信事業者の電気通信役務に関する料金その他の提供条件又は電気通信事業者若しくは媒介等業務受託者の業務の方法に関し苦情その他の意見のある者は、総務大臣に対し、理由を記載した文書を提出して意見の申出をすることができる。

2 総務大臣は、前項の申出があつたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を申出者に通知しなければならない。